

法務省民二第2473号

平成20年9月12日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

商工組合中央金庫の株式会社商工組合中央金庫への転換に伴う不動産登記事務の取扱いについて（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり商工組合中央金庫から民事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

38.9.19

1197

79組法第1号
平成20年9月9日

法務省民事局長 殿

商工組合中央金庫

理事長 江崎 格



商工組合中央金庫から株式会社商工組合中央金庫への転換に伴う不動産登記事務の取扱いについて（照会）

商工組合中央金庫（以下「金庫」という。）の業務に係る不動産登記事務につきましては、平素より格別の御指導、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、金庫は平成20年10月1日をもって株式会社商工組合中央金庫（以下「会社」という。）に転換することになっております。

つきましては、金庫が権利者となっている抵当権、根抵当権及び質権（以下「担保権」という。）及び会社が権利者となる担保権の登記については、別紙のとおり取り扱って差し支えないか御照会申し上げます。

なお、差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局の登記官に対して周知いただきますよう併せて依頼申し上げます。

第一 商工組合中央金庫（以下「金庫」という。）から株式会社商工組合中央金庫（以下「会社」という。）への転換に係る金庫名義の担保権（抵当権、根抵当権及び質権をいう。以下同じ。）の登記事務の取扱いについて

一 金庫から会社への転換を原因とした登記名義人の名称の変更の登記の申請を行う場合の取扱い

当該申請の際、申請情報と併せて提供すべき登記原因証明情報については、金庫から会社への転換が株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号。以下「新商工中金法」という。）附則第18条第1項により明らかであるので、提供することを要しない。

二 平成20年9月30日以前の日を原因日付とする金庫名義の担保権に係る変更の登記及び登記の抹消について、平成20年10月1日以降に登記の申請を行う場合の取扱い

当該登記に関する手続を代理人に委任するときの代理権限証明情報は、金庫の代理権限証明情報又は会社の代理権限証明情報のいずれでも差し支えない。

なお、会社の代理権限証明情報を提供する場合、金庫から会社への転換があったことを証する情報は、当該転換が、新商工中金法附則第18条第1項により明らかであるので、提供することを要しない。

三 金庫名義の担保権に係る登記の抹消について、平成20年10月1日以降に登記の申請を行う場合の取扱い

金庫名義の担保権に係る登記の抹消については、新商工中金法附則第18条第1項により金庫から会社への転換が明らかであるので、前提登記としての登記名義人の名称の変更の登記を省略して差し支えない。

この場合においても、金庫から会社への転換があったことを証する情報を提供することを要しない。

第二 金庫又は会社名義の担保権の設定登記事務の取扱いについて

平成20年9月30日以前の日を原因日付とする金庫を権利者とした担保権の設定登記について、平成20年10月1日以降に申請をする場合の取扱い

登記に関する手続を代理人に委任するときの代理権限証明情報については、金庫の代理権限証明情報又は会社の代理権限証明情報のいずれでも差し支えない。

なお、会社の代理権限証明情報を提供する場合、金庫から会社への転換があったことを証する書面は、当該転換が、新商工中金法附則第18条第1項により明らかであるので、提供することを要しない。

第三 会社に係る包括委任状について

会社に係る包括委任状は、別添様式を標準様式とする。

委 任 状

私は 　　　　　を代理人と定め、平成 年 月 日より、平成 年 月 日に至る期間
において下記の権限を委任します。

記

- 1 株式会社商工組合中央金庫の貸付について、株式会社商工組合中央金庫を債権者、抵
当権者、根抵当権者または質権者とする金銭消費貸借契約、担保権設定契約その他貸付
債権にかかる契約の締結に関すること。
なお、上記の担保権設定契約には、株式会社商工組合中央金庫と代理人とを共有者と
する根抵当権設定契約の締結を含む。
- 2 前項なお書きの共有根抵当権について株式会社商工組合中央金庫が優先して弁済を
受けるものとする民法第398条の14、第1項ただし書きの定めをすること。
- 3 前2項の契約に基づく公正証書作成の囑託ならびに担保権の設定、変更、処分、移転、更正、
回復、消滅もしくは株式会社商工組合中央金庫の共有者としての権利の放棄の登記申請な
らびに前項の登記の申請に関すること及び当該担保権の登記申請に係る登記識別情報の
提供及び受領に関すること。
- 4 弁済金の受領に関すること。
- 5 委任状および株式会社商工組合中央金庫の支配人であることを証する資格証明情報の
原本の還付請求および受領に関すること。
- 6 第3項および第5項の行為をなすにつき復代理人選任に関すること。

平成 年 月 日

住 所

株式会社商工組合中央金庫

支配人

法務省民二第2472号

平成20年9月12日

商工組合中央金庫

理事長 江崎 格 殿

法務省民事局長

公印

商工組合中央金庫の株式会社商工組合中央金庫への転換に伴う不動産登記事務の取扱いについて（回答）

本月9日付け79組法第1号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局及び地方法務局に通知しましたので、申し添えます。